

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-2
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	群馬県太田市
意見の要点	太田市が提案した外国語教育特区において設立する小中高一貫の(学校を設置する)学校法人においても、801-1又は801-2の特例措置が認められるか。
意見に対する回答	<p>今回、構造改革特区において自己所有要件を一定の条件の下撤廃することとしているのは、学校教育法第65条第2項(平成15年4月1日施行)に定める専門職大学院及び不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とする学校を設置する学校法人に限定しているところである。</p> <p>これらの学校は、その設置を促進する政策的必要性が極めて高いものであることから、特区において自己所有要件を撤廃し、校地校舎が借用のものであっても差し支えないこととしたものである。</p> <p>なお、特区に限らず、廃校となった公立学校の施設など地方公共団体等の施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上支障がない場合には、所轄庁である都道府県知事の判断で認可することが可能である。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	808
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	教育職員検定の合格決定手続きにおいて、都道府県教育委員会が機動的に学識経験者の意見聴取を行うことにより、免許状授与までに要する期間を短縮
意見提出者名	群馬県太田市
意見の要点	太田市が提案した外国語教育特区において設立する学校法人が設置する小中高一貫の学校においても、808の特例措置は認められるのか。
意見に対する回答	<p>貴市が提案している外国人を常勤教員として採用することは、現行制度において、都道府県教育委員会の行う教育職員検定によって、その有する外国の免許状等に応じた普通免許状、臨時免許状及び特別免許状を授与することで可能である。</p> <p>808の特例措置は、今回の特区において初めて市町村費負担により市町村が独自に教員を採用できるようになることから、この場合に免許状授与手続きが必要以上に複雑化、長期化しないように簡素化を行うものである。</p> <p>一方、学校法人が雇用する者への特別免許状等の授与はこれまでも行われており、学校法人が雇用する際に特段の支障は生じていない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	809
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	市町村の提案があった場合における都道府県教育委員会の教員免許状の授与手続きの運用による簡素化
意見提出者名	群馬県太田市
意見の要点	太田市が提案した外国語教育特区において設立する学校法人が設置する小中高一貫の学校においても、809の特例措置は認められるのか。
意見に対する回答	<p>貴市が提案している外国人を常勤教員として採用することは、現行制度において、都道府県教育委員会の行う教育職員検定によって、その有する外国の免許状等に応じた普通免許状、臨時免許状及び特別免許状を授与することで可能である。</p> <p>809の特例措置は、今回の特区において初めて市町村費負担により市町村が独自に教員を採用できるようになることから、この場合に免許状授与手続きが必要以上に複雑化、長期化しないように簡素化を行うものである。</p> <p>一方、学校法人が雇用する者への特別免許状等の授与はこれまでも行われており、学校法人が雇用する際に特段の支障は生じていない。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-2
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	東京都チャータースクール研究会代表 加藤幸次
意見の要点	「特定の種類の学校」は、なぜ不登校児童・生徒対象の学校だけでなければならないのか。 (例えば、英語を中心としたバイリンガル学校を学校法人として設立する場合にも適用できるようにならないのか。)
意見に対する 回答	今回、構造改革特区において自己所有要件を一定の条件の下撤廃することとしているのは、学校教育法第65条第2項(平成15年4月1日施行)に定める専門職大学院及び不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とする学校を設置する学校法人に限定しているところである。 これらの学校は、その設置を促進する政策的必要性が極めて高いものであることから、特区において自己所有要件を撤廃し、校地校舎が借用のものであっても差し支えないこととしたものである。 なお、特区に限らず、廃校となった公立学校の施設など地方公共団体等の施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上支障がない場合には、所轄庁である都道府県知事の判断で認可することが可能である。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-1
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	長野県(産業活性化・雇用創出推進室)
意見の要点	「特定の種類の学校」が専門職大学院に限られるのはなぜか。大学や大学院は認められないのか。
意見に対する回答	<p>今回、構造改革特別区域において自己所有要件を一定の条件の下撤廃することとしているのは、学校教育法第65条第2項(平成15年4月1日施行)に定める専門職大学院及び不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とする学校を設置する学校法人に限定しているところである。</p> <p>これらの学校は、その設置を促進する政策的必要性が極めて高いものであることから、特別区域において自己所有要件を撤廃し、校地校舎が借用のものであっても差し支えないこととしたものである。</p> <p>なお、特別区域に限らず、大学等の校地については、地方公共団体等からの借用である場合には、学校経営の安定性・継続性が担保できるものとして自己所有とみなす取扱いを行っており、校舎についてもまた同様の取扱いを認めることとする制度改正を行うこととしている。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	802
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
意見提出者名	長野県(産業活性化・雇用創出推進室)
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 「当該地域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等」の「等」とは他に何があるのか。
意見に対する回答	「当該地域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等」との記述は、構造改革特別区域基本方針別表において削除した。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	802 (803)
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
意見提出者名	長野県(産業活性化・雇用創出推進室)
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 802の手續についても、803と同様「通常の学校設置にかかる手續き以外に特になし」とならないのか。
意見に対する回答	文部科学省への申請書の提出は求めないこととした。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	803
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化
意見提出者名	長野県（産業活性化・雇用創出推進室）
意見の要点	「不登校児童生徒のみを対象とすること」とした理由は何か。一定割合以上の不登校児童生徒が在籍すればよいのではないか。
意見に対する回答	<p>本特例措置の趣旨は、自治体の提案にもとづき、あくまでも、一般の学校へ行きたくても行けずに学習の機会を逸している不登校児童生徒に対して、実態に即して学習の支援を強化することである。</p> <p>不登校ではない児童生徒に対する教育課程の弾力化は、本特例措置のそもそもの趣旨と異なるものであり、802「構造改革特別区域研究開発学校」制度の活用により実現すべきものである。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	803(805)
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校設置による教育課程の弾力化
意見提出者名	長野県(産業活性化・雇用創出推進室)
意見の要点	805において「民間事業者が提供するIT活用学習」が認められるのであれば、803の不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校も民間事業者が学習を提供しても良いのではないかと。
意見に対する回答	<p>805において「民間事業者が提供するIT活用学習」と示しているところは、IT活用学習の実施に当たり、民間事業者の作成したコンテンツの活用も一つの方法として考えられるということである。すなわち、803において、児童生徒が在籍し、児童生徒の学習に関し、出席扱い・評価を行う学校は学校教育法第1条に定める学校である。</p> <p>なお、803の学校において、一部民間事業者と連携を図り、IT学習を実施する等のことは考えられる。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	804
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	他の高等学校や中等教育学校の後期課程で修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和
意見提出者名	長野県産業活性化・雇用創出推進室 青木 隆
意見の要点	「周辺地域に比して教育上特に配慮が必要な事情」とはどのようなものか。
意見に対する回答	「周辺地域に比して教育上特に配慮が必要な事情」については、「教育上特に配慮が必要な事情」とした。 「教育上特に配慮が必要な事情」とは、当該地域内の高等学校において、現行の学校外における学修の単位認定(20単位まで)の取組みでは多様化する生徒の興味・関心等にきめ細かく対応するための教育課程編成ができないなどの事情が考えられるが、具体的には当該地方公共団体の判断によるものである。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	805
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能化
意見提出者名	長野県(産業活性化・雇用創出推進室)
意見の要点	<p>IT等を活用した学習活動は自宅で行われ、対面指導が適応指導教室等で行われるものではないのか。</p> <p>IT等を活用するのであれば、「特区内部に」居住する不登校児童生徒という要件は不要ではないか。</p> <p>引きこもり状態以外の不登校児童生徒にもITを活用した学習が認められるべきではないか。</p> <p>不登校児童生徒以外でも、病気で長期入院などの場合、ITを活用した学習が認められても良いのではないか。</p>
意見に対する回答	<p>について、基本方針においては、ITを活用した学習活動は、適応指導教室・民間施設・自宅で行った学習活動を対象とすることとしているところである。対面指導についても、対面の場所を制約することは特段考えていない。</p> <p>について、対面指導を適切に行う必要からも、対象とする児童生徒は、当該特例措置を実施する特区内部に居住する児童生徒とすることが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>について、自治体の提案に基づき、本措置は、引きこもり状態にある不登校児童生徒に対し、IT等を活用した学習の支援等を行うことにより、学習意欲のある不登校児童生徒に対し、実態に即して、学習の機会を充実するものとして行われるものであり、不登校でない児童生徒に対する教育課程の弾力化は、本特例措置のそもそもの趣旨と異なるものである。</li></ul>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	810
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化
意見提出者名	長野県(産業活性化・雇用創出推進室)
意見の要点	次の点について回答されたい。 「例えば、産業を担う人材の育成や国際理解の促進等」の「等」とは他に何かあるのか。 新たな手続きとして、「都道府県に通知する」ということであれば、事務が煩雑化するのではないか。(市町村教委が学級編制について都道府県教委の同意を得る際に、必要な事項が分かれば十分ではないか。)
意見に対する回答	について 特区法第13条第1項の「産業を担う人材の育成や国際理解の促進」は例示にすぎないものであり、これらに限ることなく、各市町村教育委員会において「周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情がある」と認める場合には、本特例措置を申請することができる。 について 特区法第13条第1項の都道府県教育委員会への通知は、本特例措置により特定の学校に市町村費負担教職員が存在することになることにかんがみ、都道府県教育委員会が都道府県全体として教職員の人事行政を適切かつ円滑に行う上で必要な最小限の情報(当該職員の氏名、職種、任用目的、任期、学校名等)を把握することができるようにするために設けられているものである。なお、市町村費負担教職員の任用は、学級編制の在り方とは関係なく行われる場合もあるため、当該教職員の任用に際して通知することとしているものである。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-1
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	静岡県沼津市(企画部)
意見の要点	専門職大学院の定義を明確にするとともに、地域の実情に合わせた幅広い分野の大学院が対象となるよう要望する。
意見に対する回答	<p>「専門職大学院」は、第155回国会において学校教育法の改正により整備された、高度専門職業人の養成に特化した実践的な教育を行う大学院である。</p> <p>(「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもの(改正学校教育法第65条第2項)」)</p> <p>今回、構造改革特区において自己所有要件を一定の条件の下撤廃することとしているのは、専門職大学院及び不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とする学校を設置する学校法人に限定しているところである。</p> <p>これらの学校は、その設置を促進する政策的必要性が極めて高いものであることから、特区において自己所有要件を撤廃し、校地校舎が借用のものであっても差し支えないこととしたものである。</p> <p>なお、特区に限らず、大学等の校地については、地方公共団体等からの借用である場合には、学校経営の安定性・継続性が担保できるものとして自己所有とみなす取扱いを行っており、校舎についてもまた同様の取扱いを認めることとする制度改正を行うこととしている。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-2
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	神奈川県横須賀市(企画調整部)
意見の要点	構造改革特区として新しい教育課程の編成を行う小・中・高等学校を設置する学校法人の設立の際には、801-1 又は 801-2 の特例措置の対象として含まれるのか。
意見に対する 回答	<p>今回、構造改革特区において自己所有要件を一定の条件の下撤廃することとしているのは、学校教育法第65条第2項(平成15年4月1日施行)に定める専門職大学院及び不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とする学校を設置する学校法人に限定しているところである。</p> <p>これらの学校は、その設置を促進する政策的必要性が極めて高いものであることから、特区において自己所有要件を撤廃し、校地校舎が借用のものであっても差し支えないこととしたものである。</p> <p>なお、特区に限らず、廃校となった公立学校の施設など地方公共団体等の施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上支障がない場合には、所轄庁である都道府県知事の判断で認可することが可能である。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	802
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
意見提出者名	神奈川県横須賀市（企画調整部）
意見の要点	文部科学大臣の認定によらず、特区内の学校設置主体の自発的な判断に基づいて構造改革特区研究開発学校を設定することはできないか。 （それが無理な場合には、文部科学大臣認定が具体的にどのような方法・基準で行われるのか、回答をお願いしたい。）
意見に対する 回答	本制度に係る計画の認定については、内閣総理大臣の認定の他に、別途文部科学大臣の認定を行わないこととしている。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-2
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	特定非営利活動法人東京シューレ
意見の要点	「少人数の学校であり、～」とあるが、「少人数」の規定については、少なくとも300～400人以上の上限とするか、もしくは具体的な上限設定による制約を当面の間は設けないこととしていただきたい。
意見に対する回答	「少人数の学校」に係る記載については削除することとした。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-2
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	特定非営利活動法人東京シューレ
意見の要点	「一定額の資金を保有しているなど、～」とあるが、都道府県知事の認可にあたり、「一定額の資金」についての基準を適用せずとも特区事業の性質を踏まえた知事の認可があれば設置を認めることができるとしていただきたい。
意見に対する回答	高等学校以下の学校の所轄庁である都道府県知事が「学校経営の安定性・継続性が担保できる」と判断し、認可した場合には設置は認められるため、当該記載については削除することとした。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-2
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	泉田ゆきこ(東京都の主婦)
意見の要点	不登校児童を預かり育てている既存の団体(フリースクール等)が申請可能な条件まで、校地校舎の自己所有要件を緩和していただきたい。
意見に対する回答	本特区においては、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、「校地校舎の自己所有要件を求めないものとする」としているところであり、自己所有要件は撤廃される。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-2
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	大阪に新しい学校を創る会
意見の要点	この措置だけでは、新たに私立学校を創りたいと思う個人や団体にとっては不十分であり、抜本的な小中学校の設置基準の緩和を希望する。
意見に対する回答	<p>小・中学校設置基準については、平成14年4月に「最低基準」として策定したところであり、当該設置基準を踏まえ、小・中学校の所轄庁である都道府県において定めている設置認可審査基準や、学校法人の寄付行為認可審査基準を適切に見直すよう、周知している。</p> <p>なお、同基準においては、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」についての例外を認めており、地域の実情に応じて、私立学校の設置認可権を有する都道府県の判断により、弾力的な対応が可能となっている。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	804
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	他の高等学校や中等教育学校の後期課程で修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和
意見提出者名	神奈川県京浜臨海部対策課 内田 俊弘
意見の要点	単位数の上限の設定にあたっては大幅な緩和を要望する。
意見に対する回答	単位数の上限の設定については、高等学校としての主体性を維持する観点から検討し、36単位を上限とすることとした。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	805
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能化
意見提出者名	神奈川県（京浜臨海部対策課）
意見の要点	「引きこもり状態にある児童生徒」の明確な定義を示す必要がある。
意見に対する 回答	<p>本措置は、IT等を活用した学習の支援等を行うことにより、学習意欲のある不登校児童生徒に対し、実態に即して、学習の機会を充実するものである。</p> <p>なお、基本方針においては、その対象を「引きこもり状態にある児童生徒」に限定しておらず、「不登校又はそれに類する状態にある児童生徒」としているところである。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	802
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
意見提出者名	奈良県(企画部)
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 事務手続き簡素化のため、申請窓口を内閣官房構造改革特区推進室に一本化されるよう検討されたい。
意見に対する回答	もとより申請窓口は内閣官房構造改革特区推進室に一本化している。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	802
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
意見提出者名	兵庫県猪名川町
意見の要点	構造改革特区研究開発学校制度では、従前の研究開発学校制度の手続・運営と異なった大胆な取り扱いをしても良いのでしょうか。
意見に対する 回答	<p>「従前の研究開発学校制度の手続き・運営と異なった大胆な取り扱い」の意味するところが必ずしも明確ではないが、構造改革特区研究開発学校制度設置事業は、地方公共団体が、憲法、教育基本法、学校教育法を踏まえ、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を行うことを可能とするものである。</p> <p>なお、構造改革特別区域基本方針別表に示している通り、本事業は、構造改革特別区域制度の趣旨を踏まえ、地方の自発性を最大限に尊重するものとなっている。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	802
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
意見提出者名	滋賀県長浜市
意見の要点	次の点を求める。 取組の期間にかかる内容の削除。 学校教育法第26条の2に示されている「文部科学大臣が認める」という要件が、新たに設けられる構造改革特区研究開発学校制度には適用されないこと。
意見に対する回答	取組の期間については、構造改革特区制度の趣旨に鑑み各地方公共団体の自発性を最大限に尊重する観点から、構造改革特別区域基本方針別表において、「当該計画を実施するに当たって適切な期間」としているところである。 また、内閣総理大臣の認定の他に、別途文部科学大臣の認定を行うことは考えていない。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	802
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
意見提出者名	埼玉県新座市
意見の要点	「他の地域との比較」や「特別の事情」というあいまいな基準ではなく、実施主体の実際の実組を重視して、構造改革特区の区域内の全小中学校が「構造改革特区研究開発学校（仮称）」として認定されるような制度としていただきたい。
意見に対する 回答	本制度においては、構造改革特別区域内の全小中学校が「構造改革特別区域研究開発学校」となることも可能である。 なお、「周辺地域に比して」、「特に配慮が必要な事情」等の文言は、構造改革特別区域基本方針別表において、削除している。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	803
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による教育課程の弾力化
意見提出者名	東京都八王子市(教育委員会)
意見の要点	次の点を明確にしてほしい。 「教育上適切な配慮」の内容、基準。 学校教育法施行規則第24条第1項等の規定によらないとあるが、どの範囲までなら、よらなくてよいのか。 (この範囲の中には、小中一貫校として小中学校間のカリキュラムの連携を行えることも明らかにしてほしい。
意見に対する回答	本特例措置の趣旨は、あくまでも、一般の学校へ行きたくても行けずに学習の機会を逸している不登校児童生徒に対して、実態に即して学習の支援を強化することである。 お尋ねの内容は、構造改革特別区域基本方針に記載したところ。特に、については、個別具体の自治体の提案に基づくものであり、それらを想定し、国において詳細に書き下し、内容を示すことは考えていない。(詳細に書き下して内容を示すことは、新たな規制を設定することになると考えられる。)ただし、言うまでもなく、憲法、教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標に照らし、不適切なものは認められない。 なお、不登校児童生徒の学習の進度に合わせて、柔軟な指導を行うため、小中学校間のカリキュラムを十分連携させて指導を行うことは、特例措置の内容の一環として想定されるところである。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	807
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	幼稚園と保育所等を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う(幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする)
意見提出者名	島根県松江市
意見の要点	「幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認められる地域」とは、どのような地域であるか不明であり、要件から削除してほしい。
意見に対する 回答	<p>本特例は、地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、標記特例を認めるというものである。</p> <p>「幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認められる地域」としては、少子化により幼児数が減少している地域や、都市化等により幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少している地域などが考えられるが、これらに限ることなく、地方公共団体が「幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認められる地域」であると認める場合には、本特例措置を申請し、内閣総理大臣の認定を受けることができる。</p>
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	810
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化
意見提出者名	福島県原町市(まちづくり企画課)
意見の要点	市町村教育委員会が独自採用した教員が学校担当や教科担任に就くことが可能かどうか伺います。
意見に対する回答	「構造改革特別区域基本方針案(特例部分)の再検討要請に対する各省庁の回答の公表について」(平成14年12月26日付で構造改革特区推進本部ホームページ公表)の「6.文部科学省」中810関係において、可能である旨回答済。詳細については当該資料を参照されたい。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	801-1
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
意見提出者名	大阪市(計画調整局)
意見の要点	「地方公共団体が、～と認める」とあるが、この認定の基準は国から示されるのか、地方公共団体が独自の基準で行うのか。また、この認定に国の追認が必要か。
意見に対する回答	地方公共団体が、「専門職大学院設置のニーズが高く、校地・校舎を自己所有することが困難である」と認める場合には、構造改革特別区域法に従い、内閣総理大臣に承認を申請することになる。 したがって、これについて文部科学省が具体的な基準を示すことなどは考えていない。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	811
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和
意見提出者名	大阪市(計画調整局)
意見の要点	次の点について明らかにされたい。 「安定的な学校経営が確保される」ことを判断するための具体的基準。 「地域の集積が高い」ことの具体的内容。 「特別な理由」の具体的内容。
意見に対する回答 (P)	自己所有でない学校用地がある場合で、長期に渡り確実な使用契約が締結されていないこと等により、学校の運営が不安定となり大学の教育・研究に支障が生じるといったことがないことが、「安定的な学校経営が確保される」ために必要と考えられる。 キャンパスを設けたい地域に、資金面では土地の購入が可能にも拘わらず、物理的に空地等の利用可能な土地がない場合等が、「地域の集積が高い」と考えられる。 「特別な理由」とは、例示している「地域の集積が高い」ことのほか、空地があっても法令等で規制があるなど設置者の責に帰せない事由で土地の面積が不足する場合等を考えている。 なお、閣議決定された「構造改革特別区域基本方針」の別表においては、「安定的な学校経営が確保される」という文言は記述していない。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	812
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	大学院の校地・校舎面積に関する基準の緩和
意見提出者名	大阪市（計画調整局）
意見の要点	次の点について明らかにされたい。 「安定的な学校経営が確保される」ことを判断するための具体的基準。 「地域の集積が高い」ことの具体的内容。 「特別な理由」の具体的内容。
意見に対する回答 (P)	自己所有でない建物や学校用地がある場合で、長期に渡り確実な使用契約が締結されていないこと等により、学校の運営が不安定となり大学院の教育・研究に支障が生じるといったことがないことが、「安定的な学校経営が確保される」ために必要と考えられる。 キャンパスを設けたい地域に、資金面では建物や土地の購入が可能にも拘わらず、物理的に空地等の利用可能な土地がない場合等が、「地域の集積が高い」と考えられる。 「特別な理由」とは、例示している「地域の集積が高い」ことのほか、建物の高さ制限などの法令等の規制があるなど、設置者の責に帰せない事由で土地・建物の面積が不足する場合等を考えている。 なお、閣議決定された「構造改革特別区域基本方針」の別表においては、「安定的な学校経営が確保される」という文言は記述していない。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	811
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和
意見提出者名	滋賀県
意見の要点	大学設置審査基準要項細則における「校地分断されているときの条件」(校舎敷地が分断されている場合は徒歩10分以内,校舎敷地と運動場が分かれている場合は,通常の方法で1時間以内の距離とされている。)は緩和されないのか。
意見に対する回答	大学設置基準に関して、今年度中に行う全国規模の規制緩和のための制度改正においては、「校地が分断されている条件」の緩和も含めた制度を行うこととしている。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	813
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	仙台市(企業局)
意見の要点	次の点について明らかにされたい。 「当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合」の「等」の具体的内容。 「特定分野」の具体的認定基準。 「交流の実績が相当程度」の具体的認定基準。
意見に対する回答	「国等に報告」は誤記であり、「国に報告」に訂正しました。 「特定分野」は、地方公共団体が当該事業を実施することとして申請する構造改革特別区域計画において実施主体とされた国の機関で行う対象として掲げる研究の分野であり、その対象を限定したものではありませんが、一般にこれまでの実績等に照らして当該地域において優位性を有しているような研究の分野が対象となると考えられます。ただし、特例の認定要件に示すように、当該計画の実施主体となる国の機関においてその分野の研究に係る交流実績が相当程度あることが条件となっているため、全く実績のない分野を対象とすることは難しいものと考えております。 研究の分野及び実施主体となる国の機関の規模等によりその内容は異なると思われるため、一律の数値基準を設けることは考えておらず、個別の事案ごとに判断することとなりますが、認定の際には、その実績に照らして当該実施機関が計画において対象とする特定分野の研究を推進する素地を有しているかどうかを評価することを考えております。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	814
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	仙台市(企業局)
意見の要点	次の点について明らかにされたい。 「当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合」の「等」の具体的内容。 「特定の分野」の具体的認定基準。 「交流の実績が相当程度」の具体的認定基準。
意見に対する回答	「国等に報告」は誤記であり、「国に報告」に訂正しました。 「特定の分野」は、地方公共団体が当該事業を実施することとして申請する構造改革特別区域計画において実施主体とされた国の機関で行う対象として掲げる研究の分野であり、その対象を限定したものではありませんが、一般にこれまでの実績等に照らして当該地域において優位性を有しているような研究の分野が対象となると考えられます。ただし、特例の認定要件に示すように、当該計画の実施主体となる国の機関においてその分野の研究に係る交流実績が相当程度あることが条件となっているため、全く実績のない分野を対象とすることは難しいものと考えております。 研究の分野及び実施主体となる国の機関の規模等によりその内容は異なると思われるため、一律の数値基準を設けることは考えておらず、個別の事案ごとに判断することとなりますが、認定の際には、その実績に照らして当該実施機関が計画において対象とする特定の分野の研究を推進する素地を有しているかどうかを評価することを考えております。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	815
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省各庁の長の認定に係る手続の緩和
意見提出者名	仙台市(企業局)
意見の要点	815における特例措置は手続面の緩和であり、廉価使用の際の認定に係る2つの適合要件は、813、814において記述されていることから、(この2つを適合要件を815の「特例措置の内容」欄の)本文から削除すべきである。
意見に対する回答	ご指摘の点に関しては、以下のように訂正しました。 「地方公共団体が、構造改革特別区域法第22条(研究交流促進法の特例)に掲げる事業を行うものとして同法第4条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国立大学等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。」
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	813
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	山梨県(企画部)
意見の要点	「～国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること」とされているが、認定に際し、「相当程度」とはどのように(何を、どの程度等)判断するのか御教示願いたい。
意見に対する回答	研究の分野及び集積する企業等の規模等によりその内容は異なると思われるため、一律の数値基準を設けることは考えておらず、個別の事案ごとに判断することとなりますが、認定の際には、その集積によって当該地域における当該分野に係る研究交流が活発化し、これを通じた地域の活性化が図られるという目的に照らして妥当なものであるかを評価することを考えております。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	814
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	山梨県(企画部)
意見の要点	「～国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること」とされているが、認定に際し、「相当程度」とはどのように(何を、どの程度等)判断するのか御教示願いたい。
意見に対する回答	研究の分野及び集積する企業等の規模等によりその内容は異なると思われるため、一律の数値基準を設けることは考えておらず、個別の事案ごとに判断することとなりますが、認定の際には、その集積によって当該地域における当該分野に係る研究交流が活発化し、これを通じた地域の活性化が図られるという目的に照らして妥当なものであるかを評価することを考えております。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	815
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省各庁の長の認定に係る手続の緩和
意見提出者名	山梨県(企画部)
意見の要点	「～国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること」とされているが、認定に際し、「相当程度」とはどのように(何を、どの程度等)判断するのか御教示願いたい。
意見に対する回答	815の特例措置については、以下のように訂正しました。他のご指摘の点については813及び814にて回答した通りとなります。 「地方公共団体が、構造改革特別区域法第22条(研究交流促進法の特例)に掲げる事業を行うものとして同法第4条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国立大学等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。」
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	813
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	愛媛県(企画情報部)
意見の要点	次の3箇所の「相当程度」に関し、数値基準等が示される予定があるのか。 「交流の実績が相当程度あり、」 「研究の効率的推進に相当程度寄与する」 「国以外の者の施設が相当程度集積する」
意見に対する回答	対象となる研究の分野及び実施主体となる国の機関の規模等によりその内容は異なると思われるため、一律の数値基準を設けることは考えておらず、個別の事案ごとに判断することとなります。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	814
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	愛媛県(企画情報部)
意見の要点	次の3箇所の「相当程度」に関し、数値基準等が示される予定があるのか。 「交流の実績が相当程度あり、」 「研究の効率的推進に相当程度寄与する」 「国以外の者の施設が相当程度集積する」
意見に対する回答	対象となる研究の分野及び実施主体となる国の機関の規模等によりその内容は異なると思われるため、一律の数値基準を設けることは考えておらず、個別の事案ごとに判断することとなります。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	813
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	富山県(経営企画部)
意見の要点	「特定の研究分野に関して、中核となる国の試験研究機関が所在し、」とあるが、ここにおける機関に国立大学等高等教育機関を含めてほしい。
意見に対する回答	「中核となる国の試験研究機関」とは、具体的には研究交流促進法施行令別表第1(7の項を除く。)及び別表第2に掲げる機関を示しており、当該機関には国立大学は含まれております。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	813
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	広島県(商工労働部)
意見の要点	次の点について明らかにされたい。 「特定分野に関する研究」の具体的範囲。 (例えば、情報通信、環境、バイオテクノロジーなどという範囲でよいのか。) 「当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合」という記述における「等」の具体的内容。
意見に対する回答	「特定の分野」としては、一般にこれまでの実績等に照らして当該地域において優位性を有しているような研究の分野が対象となると考えられ、例えばライフサイエンス、IT(情報通信)、ナノ・材料、環境、製造業等の自然科学系の分野が想定されますが、これに限られるものではありません。 「国等に報告」は誤記であり、「国に報告」に訂正しました。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	814
構造改革特別区において実施可能な特例措置	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
意見提出者名	広島県(商工労働部)
意見の要点	次の点について明らかにされたい。 「特定分野に関する研究」の具体的範囲。 (例えば、情報通信、環境、バイオテクノロジーなどという範囲でよいのか。) 「当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合」という記述における「等」の具体的内容。
意見に対する回答	「特定の分野」としては、一般にこれまでの実績等に照らして当該地域において優位性を有しているような研究の分野が対象となると考えられ、例えばライフサイエンス、IT(情報通信)、ナノ・材料、環境、製造業等の自然科学系の分野が想定されますが、これに限られるものではありません。 「国等に報告」は誤記であり、「国に報告」に訂正しました。
担当省庁名	文部科学省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	815
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省各庁の長の認定に係る手続の緩和
意見提出者名	広島県(商工労働部)
意見の要点	次の点について明らかにされたい。 「特定分野に関する研究」の具体的範囲。 (例えば、情報通信、環境、バイオテクノロジーなどという範囲でよいのか。) 「当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合」という記述における「等」の具体的内容。
意見に対する回答	815の特例措置については、以下のように訂正しました。他のご指摘の点については813及び814にて回答した通りとなります。 「地方公共団体が、構造改革特別区域法第22条(研究交流促進法の特例)に掲げる事業を行うものとして同法第4条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国立大学等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。」
担当省庁名	文部科学省